

小金井市いじめ防止対策推進条例（案）に対する
意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による小金井市いじめ防止対策推進条例(案)に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見及び検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、指導室（市役所第二庁舎7階）、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー（同庁舎6階）、保健センター、総合体育館、栗山公園健康運動センター、東小金井駅開設記念会館、婦人会館、上之原会館、西之台会館、上水会館、公民館各館、図書館本館で御覧いただけます。

記

1 条例の名称 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）

2 意見の募集方法

- (1) 意見募集期間 令和2年6月1日から同年7月10日まで
- (2) 意見提出方法 直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

区 分	直接持参	郵 送	ファクス	電子メール	計
個 人	—	1人	5人	4人	10人
団 体	—	—	—	—	—
計	—	1人	5人	4人	10人

(2) 延べ意見数

10件

4 寄せられた意見及び検討結果
別紙のとおり

5 問合せ先

小金井市教育委員会学校教育部指導室指導係

電 話 0 4 2 - 3 8 7 - 9 8 7 7

F A X 0 4 2 - 3 8 3 - 1 1 3 3

E-Mail k010399@koganei-shi.jp